

玉藻公園北側エリアライトアップ事業
業務委託仕様書

高松市
都市整備局都市計画課

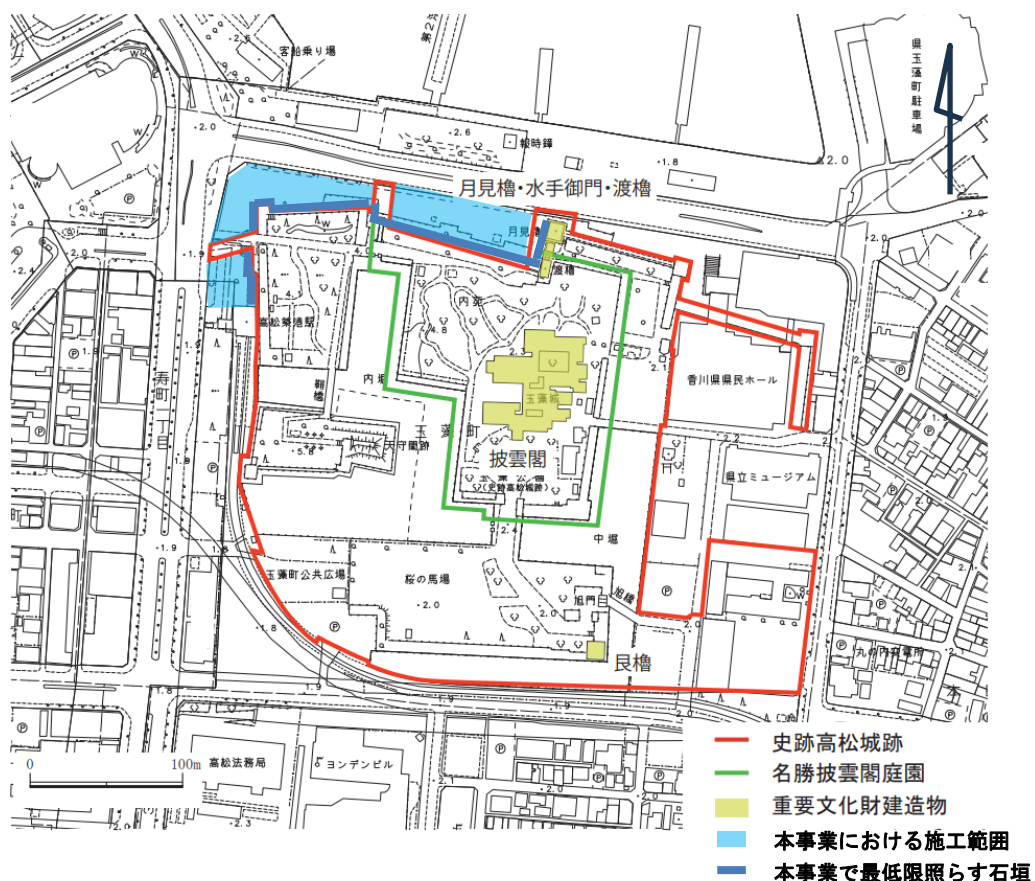
1 総則

(1) 業務の目的

本業務は、「高松市中心市街地夜間景観ガイドライン」に基づき、史跡高松城跡である玉藻公園の北側エリアにおいてライトアップ事業を実施することにより、中心市街地における魅力的な夜間景観を形成し、夜型観光の推進や新たなにぎわいを創出するとともに、サンポート高松エリアや高松中央商店街など中心市街地における観光客の滞在・回遊の促進を目的とする。

(2) 業務の概要

- ア 業務名 玉藻公園北側エリアライトアップ事業業務委託
イ 業務の履行場所 高松市玉藻町外1町地内（下図参照）
ウ 履行期間 契約締結の日から令和9年2月15日（月）まで



（高松市『史跡高松城跡保存活用計画』より引用加筆）

(3) 業務の内容

平常時とイベント開催時において切り替えが可能な段階的照度制御や配光特性を考慮し、以下の①～③について、受託者の専門的知見を踏まえた提案を求めるものである。

- ① 対象施設の景観特性を踏まえた照明計画（演出計画含む）の策定
- ② 照明/制御設備の調達、設置及び監修
- ③ 維持管理及び操作マニュアルの作成

なお、業務の実施にあたっては、委託者と十分に打合せを行い、承認を得た上で行うこと。

(4) 照明計画作成に係る条件

- ①「高松市中心市街地 夜間景観ガイドライン」に基づいて、当該エリアの特色に合わせた夜間景観の演出を計画すること。
- ②公園北側について、月見櫓からことでん高松築港駅までの石垣をフルカラーでシンボリックに照らす計画とし、LED化されていない既設ライトアップ設備を撤去・更新する計画とすること。その他、本事業における施工範囲内において松等を対象に外周から見ることを前提とした照射計画を立案すること。
- ③玉藻公園は、国指定史跡「高松城跡」、国指定名勝「披雲閣庭園」、国指定重要文化財「高松城4棟」及び「披雲閣（旧松平家高松別邸）3棟（含附指定）」が存在する歴史公園であることから、文化財保護法を遵守するとともに、遺構保護及び景観保護に十分配慮した計画とすること。
- ④一般的な社会通信網を介し時刻同期や遠隔制御に対応可能な管理システムを導入するなど、委託者（市職員及び玉藻公園管理事務所職員）が照明パターンの変更を容易かつ任意に行うことが可能な手法を提案すること。
- ⑤工事完了後も維持管理上の観点から問題が発生した場合、受託者において速やかに対応できる保守体制を構築すること。

(5) LED照明器具の仕様

①構造・規格等

- (ア) 照明器具及び付属部品等は新品であること。
- (イ) 全てISO9001（品質）及びISO14001（環境）取得工場にて製造されたものであること。
- (ウ) 電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- (エ) 本事業に関連するJIS（日本産業規格）、JIL・JEL（日本照明工業会の定める規格）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上の性能を有するものであること。

②性能等

- (ア) 光源（LED）寿命40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品であること。
- (イ) 照明器具の恒久設置にあたっては、公共空間における灯具の耐久及び安全性を考慮し、本体は屋外常設利用に耐えうる耐候性・耐食性・放熱性を有する構造とする他、落下/脱落防止の安全ワイヤー等を装備するものとする。
- (ウ) 地域特性により重耐塩仕様とし、防水等級はJISで定めるIP66class以上とすること。
- (エ) 平常時においては「高松市中心市街地 夜間景観ガイドライン」で推奨する「暖かみの感じられる低い色温度（2500～2800K）」にて点灯し、フルカラー演出必要時には、色ムラ等の無い適切なカラーや色温度の再現が可能である機材を使用すること。
- (オ) 現場での細かな照射/演出調整に対応できる構造の器具を使用すること。
- (カ) 現場での眩しさ（グレア）調整の為、照射範囲や照射形状の変更が可能な遮光板等を有する仕様とすること。
- (キ) 施工性の向上及び現地の美観を考慮し、照明器具は電源装置等の一体型の器具を推奨する。
- (ク) 長期間にわたる維持管理を考慮し、部品交換可能な構造/仕様の機材を推奨する。
- (ケ) 調色機能を有するものについては、照明パターンを20シーン以上設定できるようにすること。
- (コ) スケジュール制御や明るさセンサによる一定照度制御等が可能な調光制御機能を有するLEDとすること。
- (サ) 市内他施設との演出連動や遠隔操作等の拡張性も考慮すること。

(6) 現地施工に係る条件

- ①史跡・名勝指定地内で施工する場合には、文化財保護法に基づく現状変更許可申請が必要となる場合があるため、公園を所管する高松市文化財課と工事内容について事前に協議すること。また、現状変更許可後に変更が生じる場合は、変更許可を得た後に変更部分について着工すること。
- ②史跡・名勝指定地内では掘削を伴わない施工方法（有線・無線は問わない。架空線は不可）を採用すること。また、重要文化財に直接的な影響がない施工方法を採用すること。
- ③現状変更許可条件として、施工に際し本市文化財専門員の立会が条件に付された場合、高松市埋蔵文化財センターに立会を求めること。なお、立会において史跡・名勝・重要文化財に影響を及ぼすことが明らかになった場合には、工事の中断や施工方法の変更等が生じる可能性がある。

- ④現場事務所や資材置場等の仮設について、その場所と内容によっては現状変更許可申請と都市公園占有許可申請が必要となる場合があるため、委託者と事前協議すること。
- ⑤公園内で掘削等を行う場合は、原状復旧すること。
- ⑥史跡等の文化財を毀損した場合は、その旨を報告する。なお、復旧等に係る費用は受託者で負担すること。
- ⑦器具・配線の選色は史跡地内外問わず景観に配慮したものを選定すること。
- ⑧塩害やイベント等利用時の空間確保についての対策を講じること。
- ⑨塗装は重耐塩塗装、マンセル値10YR2.0/1.0（同等色）とすること。
- ⑩照明器具の設置にあたり、必要に応じて接地をとること。
- ⑪配電設備の変更を行わず、既存の送電量で賄える計画とし、電力会社への各種手続きは受託者の負担において遅滞なく行うこと。
- ⑫既存設備等の撤去を伴う場合、史跡・名勝内であれば申請許可が必要となるため、事前に委託者と協議をすること。
- ⑬「電線等の埋設物に関する設置基準」に準じて電線類は設置すること。
- ⑭歩行者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。
- ⑮本工事の施工に当たっては、本公園の指定管理者及び、近接又は競合して施工される他の工事の受託者と十分な工程調整等を行うこと。
- ⑯照明器具の設置について、既設ポールを利用して設置しようとする場合は既設構造物と一体的に安定計算を行い、安全性を確認すること。
- ⑰近年LED化した既存照明器具は利用（既設照明の角度等の再度調整）し、LED化されていないものはLED化すること。また、提案内容に関連するその他既存設備については、耐用年数を超過している設備を除き、可能な限り有効活用すること。
- ⑱既存照明器具に安定器がある場合は、適切な処分をすること。
- ⑲照明器具の保証期間は、3年とし、保証期間内については、交換費用を受託者において負担するものとする。ただし、受託者が委託者に提出した企画提案書において3年を超える保証期間の提案を行った場合は、本市担当者と協議し決定するものとし、当該保証期間内は、費用を受託者において負担するものとする。なお、保証期間の始期は本市担当者と協議の上、決定する。
- ⑳保証期間内に市の責めに帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象の発生により受託者の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。
- ㉑関係法令等に従い、誠実にしてかつ、安全な施工を行わなければならない。ただし、法規制により適用される規格は、それを優先する。主な法令は次に示すとおりであ

る。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（J I S）
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- (4) 日本電機工業会規格（J E M）
- (5) 日本電線工業会規格（J C S）
- (6) 日本照明器具工業会規格（J I L）
- (7) 電池工業会規格（S B A）
- (8) 日本電力ケーブル接続技術協会規格（J C A A）
- (9) 電気技術規程（J E A C）
- (10) 電力会社電気供給約款
- (11) 高調波抑制対策ガイドライン及び高調波抑制対策技術指針
- (12) その他関連法令、条例及び規格

(7) 提出書類について

業務実施にあたっては、以下に示す提出書類の他、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うこと。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、調査職員の承認を受けなければならない。

	提出書類	提出期日	備考
1	業務委託着手届	契約後速やかに	
2	施工計画書	契約後速やかに	工程表、業務実施体制含む
3	照明計画書	施工前	
4	配置図等各種図面	随時	
5	打合せ記録簿	随時	
6	材料承認願	納入前	納入仕様書含む
7	完了届	完了時	
8	納品書	完了時	
9	成果品	完了時	別途詳細記載
10	請求書	完了時	

(8) 成果品について

成果品については、次のとおりとする。

	項 目	仕 様 (記 載 内 容)
1	報告書	・照明計画書 ・施工計画書 ・打合せ記録簿 ・配置図等各種図面 ・照度測定結果一覧 ・絶縁抵抗導通試験結果一覧 ・維持管理計画 ・操作マニュアル 等
2	設置機器の仕様書	・納入仕様書 等
3	写真データ	・施工前後及び施工中写真 ・使用器具機材写真 ・安全施設の配置状況写真 等
4	その他、委託者が指示するもの	・産業廃棄物を適正に処理したことがわかる書類の写し ・諸手続関係書類の写し 等

①成果品の審査

受託者は、業務完了前に委託者の成果品の審査を受けなければならない。また、受託者は、成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。また、業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者の負担において、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

②納入場所

報告書等の納入場所は高松市都市整備局都市計画課とする。

③納入形態

報告書等は紙媒体及び電子媒体(CD-R等)を2部提出することとする。電子媒体は最新のウイルスセキュリティソフトで検査したものを納入すること。電子媒体での提供が困難な場合は別途協議を行うこと。

(9) 業務の完了

本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査を持って、業務完了とする。

(10) 法令等の遵守

受託者は、事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(11) 一括再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。

(12) 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(13) 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、委託者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受託者において処理するものとする。

(14) 諸手続

本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受託者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受託者の負担とする。

(15) 参考資料の貸与

委託者は、事業の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与するが、受託者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても委託者の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、速やかに委託者へ貸与された資料を返納するものとし、破損並びに滅失、盗難等のないように慎重に取扱わなければならない。

(16) 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、著作権侵害等の問題を生じないように、然るべき手続を踏んだ上でその文献名又は資料名等を明記すること。

(17) 不当要求行為排除

受託者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」と

いう。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ 受託者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(18) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(オ)以外は法定事項である。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ (ア) から (オ) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(19) 市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます(同制度における通報方法: 電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)) ⇒ メールアドレス:

naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(20) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- | |
|--|
| <p>1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。</p> <p>(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為</p> <p>(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為</p> <p>(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為</p> <p>(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反</p> <p>(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与</p> |
|--|

(21) 成果品の帰属

本業務の成果品（委託業務の履行の過程で作成された資料・記録等を含む。）は全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく成果品等を公表又は貸与してはならない。

(22) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても高松市の承諾なく複製又は貸与してはならない。

また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに高松市に引き渡すこと。

(23) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、これを定める。

(24) 参考図面

別添参照。